

保健室 はこんなところですよ

★ お子さんが学校生活の中でけがをしたとき、応急手当をします。救急車搬送や医療機関への受診を要する場合は保護者の方へ連絡します。

(家庭でのけがや継続的な手当を保健室ですることはできません。)

★ お子さんの具合が悪くなったとき、休養する場です。発熱時や休養しても改善がみられない場合は、保護者の方に迎えにきていただき、早退させます。

★ 学校では、薬の管理及び薬の処方・投与は、法律で禁止されているため、原則行うことができません。学校での薬の内服・投与は、お子さん自身での管理となります。

※ 持病等により、やむを得ない場合は事前に担任にご相談ください。



★ お子さんの悩み事や健康上の不安などの相談にもお応えします。また、保護者の方でお子さんのことで心配なことがある際は、気軽に養護教諭までお声かけください。



入学するとすぐに

健康診断

が始まります！



健康診断の目的・・・

- ★ 発育状況の把握のため
- ★ 自己の健康状態や発育についてより関心をもつため
- ★ 疾病の異常の早期発見と適切な処置を施し学習に支障をきたさないようにするため

健康診断の検査項目・・・



毎年受ける検査と、学年によって受けない検査もあります。

健康診断に必要な書類や提出物もありますので、期日を守っていただきますようお願いします。

健康診断のあとは・・・

健康診断において、健康上問題がある、疾病や異常の疑いがある場合、保健室から「結果のお知らせ」をお渡しします。「結果のお知らせ」をもらいましたら、早めに専門の医療機関に診ていただき、受診結果を学校までお知らせください。特に、むし歯の場合、放置しても治りませんので、早急の受診をお勧めします。

なお、学校で行う健康診断は、地域の医療機関のように個人を対象とした確定診断を行うものではなく、健康であるか、健康上問題があるか、疾病や異常の疑いがあるかという視点で選り出すスクリーニング(選別)になります。その為、疾病や異常の疑いのあるお子さんにも結果のお知らせをだしていますので、医療機関に受診をしたら「問題がなかった」と診断される場合もあるかと思ひます。ご理解いただきますようお願いします。

勤め先や携帯電話、お願いできるお宅の電話番号など、緊急連絡先を必ず家庭調査票や保健調査票に記入をしてください。勤め先が変わったり、電話番号が変わったりした場合は、その都度、担任までお知らせください。普段、自宅にいらっしゃる方で、長時間留守をされる場合は、お子さんに行き先や連絡方法を事前に伝えておいてください。

④ 独立行政法人 日本スポーツ振興センター への加入のお願い

独立行政法人 日本スポーツ振興センターでは、学校管理下で起きたお子さんの災害(けが)について、医療機関を受診した場合、医療費の給付を行っています。

【治療費 5000 円以上…窓口支払い分 1500 円以上 が対象となります】

川口市では、掛け金のおよそ半分を公費で負担し、学校単位で加入することをすすめています。入学後手続きを行いますので、趣旨をご理解のうえ、全員の加入をお願いします。

※ 学校の管理下で起きた災害の場合は、日本スポーツ振興センター災害給付制度を優先して利用してください。川口市の子ども医療費支給制度の対象外となります。

※ 学童保育室は、学校とは別の施設ですので、対象外となります。

学校管理下とは・・・



⑤ 感染症について

以下の様な感染症にかかってしまった場合、出席停止となります。出席停止の期間は、疾病によって異なりますので、疑わしい場合は、必ず医療機関を受診し、医師の指示を仰いでください。

医師より感染症の診断を受けた場合、早急に学校に連絡をお願いいたします。「出席停止のお知らせ」を保健室から配布いたしますので、主治医から登校の許可が出ましたら、保護者の方が記入し、登校の際にお子さんに持たせてください。

【主な感染症と出席停止期間】(下記以外の感染症はお問い合わせください。)

病名	出席停止の基準期間
インフルエンザ	発症後5日が経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し かつ全身症状が良好になるまで
風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
溶連菌感染症	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで (抗菌薬による治療開始後24時間以降は登校可能)
感染性胃腸炎	症状(下痢・嘔吐)が消退後、全身症状がよければ登校可能
手足口病	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
マイコプラズマ肺炎	症状が改善し、全身症状がよければ登校可能
伝染性紅斑(りんご病)	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで

⑥ アレルギー疾患について

お子さんの学校生活を、より安心して安全なものとするため、アレルギー疾患に関して学校での配慮・管理が必要である場合は、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を主治医の先生に記入していただく必要がありますので、学校にお知らせください。

「学校生活管理指導表」を基に、学校と保護者の方とで、お子さんの学校生活における配慮や管理について面談の機会を設け、対応していきます。

※「配慮・管理が必要である場合」とは、学校生活の中で運動や作業、校外学習、宿泊行事、食材を扱う活動、給食の管理、生活上の留意が必要な場合を指します。

☆ 食物アレルギーについて

食物アレルギーは、年齢によってアレルゲンが変化したり、新たに加わったり、成長過程においては消失することもあります。なかでも、ソバやピーナッツ、小麦、乳製品などショック症状の発症率が高いものは、アレルギー症状を起こすと大変危険です。ご家庭での食事の際にお子さんをよく観察していただき、食べ物によって少しでも異変（じんましんや嘔吐、口腔のかゆみ等）が生じた場合は、入学前に医療機関で調べていただくことをお勧めします。

⑦ その他

- ・ 学校を欠席される場合必ず学校に連絡帳等で連絡してください。欠席理由(かぜ・腹痛・家事等)もお知らせください。
- ・ お子さんが定期的に治療や検査を受けている場合には、お知らせください。運動やその他何か制限がある場合には、診断書（主治医の指示）をいただくこともあります。
- ・ 心臓疾患や腎臓疾患を有するお子さんについては、「学校生活管理指導表」を主治医の先生に記入していただき、学校に提出していただくこととなります。定期的に受診されている旨をお知らせください。
- ・ 保健室は、応急手当のみです。その後の処置は、家庭及び医療機関でお願いいたします。
- ・ 保健室からも、「保健だより」や「お知らせ」を通して、本校の健康面・保健関係についての情報をお送りしていきます。ぜひご覧ください。
- ・ 茶髪（染毛・脱色）は禁止です。染毛や脱色で多いトラブルはアレルギーです。染毛剤には多くの化学物質が使われていて、アレルギーを起こすと頭皮が赤くかゆくなり、皮がむけたりします。安易な使用は控えた方が安全です。

何かお子さんの気になることや、お気づきの点、保健だよりに載せてほしいこと等がありましたら、いつでも保健室までお声をかけてください。

